

令和7年 第5回 鏡野町農業委員会議事録

招集年月日	令和7年5月12日（月）		
招集場所	鏡野町役場 3階 特別会議室		
開議	午後3時30分～午後4時10分		
応招委員	1番 檜山 幸子 2番 山中 幸子 3番 難波 基訓 4番 柳井 正信 5番 正影 博一 6番 河中 司		7番 田渕 智之 9番 近藤 克己 11番 竹下 桂輔
不応招委員	8番 北山 政士 10番 川口 肇司		
出席委員数	9名		
欠席委員数	2名		
本会議に職務のため出席した者の職、氏名	事務局長 大山 博聖（産業観光課 特命参事） 課長補佐 片田 篤志（産業観光課 課長補佐） 主幹 片田 剛（産業観光課 主幹）		

議事日程	審議事項
日程第1	議事録署名委員の指名について
日程第2	会期の決定
日程第3	報告第7号 農地法第18条第6項の規定による解約について
日程第4	議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第5	議案第17号 非農地証明願について
日程第6	議案第18号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について
日程第7	その他
委員提出議案の提出	—
会議録署名委員の指名	5番 正影 博一 6番 河中 司

議事の経過

発 言 者	発 言 の 要 旨
主幹 片山	初めに4月18日に参事が変わりましたのでご挨拶をさせていただきます。
事務局長 大山	4月18日付で産業観光は特命参事課を拝命しました大山と申します。一生懸命やらさせていただきますので皆様よろしくお願い致します。
会長代理 柳井	本日は会長代行させていただきます。よろしくお願いします。 ただいまの出席委員は、11名のうち9名です。 定足数に達しておりますので、これより令和7年第5回鏡野町農業委員会を開会します。 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員に、5番 正影 博一 委員、6番 河中 司 委員を指名します。 日程第2 会期決定の件を議題にします。 おはかりします、本会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長代理 柳井	ご異議なしと認めます、よって会期は、本日の1日間に決定しました。 日程第3 報告第7号 農地法第18条第6項の規定による解約について、この報告の16番から18番までの案件について、事務局より提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	令和7年第5回鏡野町農業委員会議案2ページをお開きください。 報告第7号 農地法18条第6項の規定による解約について。 番号16、所在、●●、田、他計4筆、1, 882㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号17、所在、●●、田、他計2筆、3, 181㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 番号18、所在、●●、田、他計2筆、4, 634㎡。貸付人、●●、借受人、●●、合意解約によるものです。 以上3件です。
会長代理 柳井	これをもって報告を終わります。

事務局長 大山	日程第４ 議案第１６号 農地法第３条の規定による許可申請について、この議案の３１番から３４番までの案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。 議案３ページをご覧ください。 議案第１６号 農地法第３条の規定による許可申請について。 番号３１、所在、●●、田、３、０９２㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、増反によるもの。取得後の耕作面積９、７３５㎡、通作距離１km、農機具、トラクター１台、田植機１台、コンバイン１台。 番号３２、所在、●●、田、他計２筆、１、３３７㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農によるもの。取得後の耕作面積１、３３７㎡、通作距離０．１km、農機具、耕運機１台。 番号３３、所在、●●、田、他計４筆、２、６２８㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農によるもの。取得後の耕作面積２、６２８㎡、通作距離０．１km、農機具なし。●●を協力者とし作業委託等を行い農業経営を行う。 番号３４、所在、●●、畑、他計４筆、３、４０２㎡。譲渡人、●●、譲受人、●●、申請事由、新規就農によるもの。取得後の耕作面積３、４０２㎡、通作距離０．１km、農機具なし。●●を協力者とし作業委託等を行い農業経営を行う。 以上４件です。
会長代理 柳井	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 （発言なし） 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件を承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長代理 柳井	ご異議なしと認めます。 よって議案第１６号 農地法第３条の規定による許可申請については、承認することに決定しました。 日程第５ 議案第１７号 非農地証明願について、この議案の１４番から１８番の案件を議題とします。

事務局長 大山	事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。 議案４ページをご覧ください。 議案第１７号 非農地証明願について。 番号１４、所在、●●、畑、４２㎡。判定地目、宅地、利用状況、５０年前に建物を建て、宅地として使用しており、耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。 番号１５、所在、●●、畑、他計２筆、９８５㎡。判定地目、山林原野、利用状況、５０年前に植林をして耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。 番号１６、所在、●●、畑、他計３筆、７９６㎡。判定地目、宅地及び山林原野、利用状況、●●は、４０年前から駐車として利用、●●は、耕作しておらず荒廃し、いずれも耕作できないため。申請人、●●。 番号１７、所在、●●、田、他計１筆、１１，３０４㎡。判定地目、山林原野、利用状況、５０年前に植林をして耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。 番号１８、所在、●●、畑、他計２筆、３５７㎡。判定地目、宅地、利用状況、５０年前から宅地として利用されており、耕作しておらず、農地として使用できないため。申請人、●●。 以上５件です。 去る５月１日、非農地証明事務要領による現地確認及び航空写真と現地写真による確認を役員にて実施しました。その結果、いずれの案件も要領の対象要件を満たすもの、非農地として報告させていただきます。
会長代理 柳井	これをもって、提案理由の説明を終わります。 本件について、追加説明を許します。 （発言なし） 追加説明なしと認めます。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。
委員	番号１７について、太陽光や何かするように聞いていませんか。
課長補佐 片田	特には聞いていません。
会長代理 柳井	他にありませんか。 （発言なし） おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。

委員	「はい。」
会長代理 柳井	ご異議なしと認めます。 よって議案第 17 号 非農地証明願については承認することに決定しました。 日程第 6 議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についての案件を議題とします。 事務局から提案理由の説明を求めます。事務局長。
事務局長 大山	議案 8 ページをご覧ください。 議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について。 権利種別、貸借権設定、新規設定、29 筆、38,999 m²、再設定、38 筆、57,047 m²、計 67 筆、96,046 m²。権利種別、所有権移転、有償、10 筆、9,338 m²。 以上です。
会長代理 柳井	これをもって提案理由の説明を終わります。 これより質疑を行います、質疑はありませんか。 (発言なし) 質疑なしと認めます。 おはかりします、本件は承認することにご異議ございませんか。
委員	「はい。」
会長代理 柳井	ご異議なしと認めます。 よって議案第 18 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について、承認することに決定しました。 日程第 7 その他について、その他協議事項はありませんか。
事務局長 大山	事務局より 3 件報告させていただきます。1 件目は●●の建設残土による田の埋め立ての続報になります。本件につきましては、令和 7 年 3 月 17 日付で催告書を本人へ送付しております。原状回復へ是正の措置期限を令和 7 年 5 月 16 日までとしておりますので、5 月 8 日に本人を呼び出し聞き取りを行いました。本人は農地違反をしていることを自覚しており、原状回復しなければならないことも認知しております。ただ、重機を入れる方法等について時間を要しており是正の措置期限までには間に合わないようです。事務局といたしましては、継続して指導を続けていく方針です。

	2件目は●●、他7筆の開発関連の是正の続報となります。本件につきましては、令和7年3月25日付で許可のない転用は原状回復が必要なことや赤線の測量を実施し境界復元を行うように文書を送付しております。去る4月22日に現地訪問を行い聞き取り調査を実施しております。境界復元に係る測量について行政書士にお願いしているとのことであったため、事務所の連絡先をお聞きし連絡しております。その時に今後のスケジュールを5月16日までに教えてほしいと伝えており来庁する日時を連絡するとのことですが、今のところ連絡待ちの状況でございます。 3件目は、女原地内でペット霊園を整備したいという件につきましての続報となります。令和7年5月2日に申請代理人である●●氏に連絡を行っております。農地法第5条第1項の規定による許可申請について必要書類の準備ができておらず、今後申請準備をするとのことでした。申請時期は未定ということで聞いております。 以上です。
委員	3件目についてはどういった内容ですか。
課長補佐 片田	女原の旧坂手板金跡地にペット用品やドッグランを作って、その奥側でペット霊園をしたいという申請が出たんですが、農業委員さんに現地を確認に行ってもらって、近隣の同意書がいるのではないかと、生ものをそのまま埋めてもいいのかについて協議している途中で止まっています。
委員	坂手板金がされてるわけではないですよ。
課長補佐 片田	別の人が買われています。
委員	ペットショップはされていますか。
事務局長 大山	されています。
委員	未定のままなのもよくないと思います。
事務局長 大山	連絡して来庁していただきましたけど、申請人の方から書類が揃うのが、いつ頃になるか分からないということも言われました。
委員	そういうところに霊園ができることは公的にはどうですか。
事務局長 大山	公的には何か決まりごとを作らないといけないと思っておりますが、それ

	が規則なのか条例なのかというところがありますけど、そういった決めごとが全くありません。
委員	農業会議とかに県内に例があるか聞いてみたらどうですか。
会長代理 柳井	前回会長からそういった取り決めをした方がいいという案が出たのでそれで調べてもらったらと思います。
委員	霊園にする場合に何か条例に引っかかるものがないのか。
事務局長 大山	そういったものがないかということで調べてみましたら。県内でも岡山市等含めて 4 市 1 町が条例を作られております。ペット霊園の設置の許可に関する条例など名前はそれぞれ違いますが。
委員	中谷に 1 つペット霊園ありますけど、あれができた時に何かありませんか。
委員	無量寺の火葬場は中じゃなくて別のところにあるんですかね。
委員	無量寺は敷地内に火葬場がありますし、納骨堂もあります。私も犬を連れて行ったことがあります。人間とは別で霊園があります。用地のところは火葬だけだと思います。
委員	生で埋める人のことも聞いたことがありますけど、ちゃんとしないと動物が掘り返す。
委員	岡山市の条例なんかを参考にしてもらえたらと思います。
事務局長 大山	もう少し研究をさせていただけたらと思います。
委員	勉強とその人にも伝えおかないといけないと思います。書類提出しないままはいけないと思いますので。
会長代理 柳井	他にありますか。 (発言なし) 以上をもちまして、本会に付議された案件はすべて終了しました。会議を閉会します、これに、ご異議ございませんか。

委員	「はい。」
会長代理 柳井	異議なしと認めます。 よって本会は本日をもって閉会することに決定しました。 これにて、令和7年第5回鏡野町農業委員会を閉会します。 ありがとうございました。（散会）